

第93号議案

新城市営住宅管理条例の一部改正

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年8月29日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市営住宅管理条例の一部を改正する条例

新城市営住宅管理条例（平成17年新城市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第36条及び第37条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公営住宅法施行令等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからである。